

2026年度入学案内＜第20期生＞

社会福祉士養成学科

通信課程（1年6ヶ月：2026年5月～2027年10月）

専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座

社会福祉士養成学科通信課程（実習免除）

一般教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座

社会福祉士養成学科通信課程（実習必要）

学 生 募 集 要 項

「聞く力」

より

「聴く力」

～千葉県唯一の社会福祉士一般養成施設～

EDOSEN

江戸川学園おおたかの森専門学校

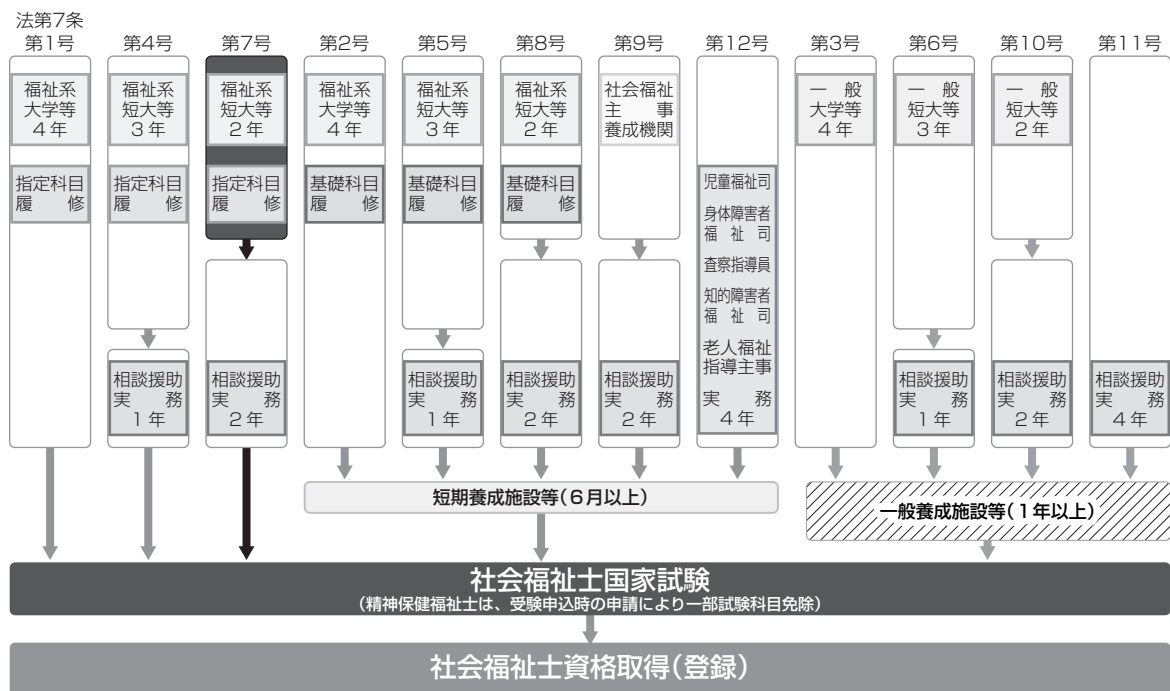
社会福祉士資格について

社会福祉士とは、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者です。(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第1項)

社会福祉士になるためには、国家試験に合格することが必要です。この国家試験を受験するためには、養成校等で、国家試験の受験資格を取得しなければなりません。

社会福祉士国家試験の受験資格取得ルートには、福祉系の大学等で指定科目を履修するルートがありますが、本通信課程はそれら以外の方々が社会福祉士をめざすための受験資格を取得するための課程で、下図の網掛けの部分にあたります。

社会福祉士国家試験の受験資格要件



I. 募集要項、出願手続き、入学手続き

1. 入学資格

本学科の入学資格は、省令(昭和62年厚生省令第50号(注1))により①から④のいずれかの要件を満たしていることが必要となります。

- ① 四年制大学等卒業者(2026年3月31日卒業見込みの方を含む)
- ② 三年制短大等卒業者+実務経験1年以上の方
- ③ 二年制短大等卒業者+実務経験2年以上の方
- ④ 実務経験4年以上の方

*「実務経験」とは、厚生労働省令で定める指定施設における相談援助業務を指します。

*指定施設における相談援助業務(指定施設の種別及び職種)については、「厚生労働省が定める指定施設における相談援助業務の範囲」(p.16～)をご覧ください。

*本科への出願は、p.2(注)に記載の対象地域1都9県に在住の方に限られます。

[社会福祉士養成学科の入学資格及び実務経験]

入学資格要件(注1)		実務経験(注2)
①	学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉法施行規則(以下、施行規則)第1条第3項各号に規定する者	不要 (注3)
②	学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る)を卒業した者(夜間において授業を行う学科、または通信による教育を行う学科を卒業した者を除く)その他その者に準ずる者として施行規則第1条第6項に規定する者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者	1年以上 (注4)
③	学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずる者として施行規則第1条第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者	2年以上 (注4)
④	指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者	4年以上

(注1) 上記①から④にある入学資格要件は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第4条によります。

(注2) 上記①から④にある実務経験(指定施設の種別及び職種)の範囲については、p.16～をご覧ください。

(注3) 入学資格に実務経験は不要です。但し、入学後「ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習」が必要です。尚、1年以上の実務経験がある方は、「ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習」の履修が免除されますので、「実務経験申告書」「実務経験証明書」を提出してください。

(注4) 上記②及び③の入学資格に認められる実務経験は短大等卒業後の実務経験に限ります。

(本学科入学要件) ※上記入学資格に加え、レポートなどはオンラインシステム「エドポタ」を通しておこないますので、インターネット接続環境が必須となります。

推奨環境: Windows11以降を搭載したPC、Google Chromeブラウザ

※その他OS、PC、スマホにも対応しています。

2. 募集要項

募集日程	2025 年 11 月 1 日(土)～2026 年 4 月 12 日(日) 消印有効 ※入学定員に達した時点で募集締め切りとなります。		
入学選考	書類選考 ※入学選考の結果は、願書受付後約 14 日後位までに郵送にてお知らせします。		
定 員	120 名(実習が必要な方は 40 名まで)		
対象地域	1 都 9 県 ※千葉県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、群馬県、栃木県、福島県、新潟県、長野県に在住の方が対象となります。		
修業期間	2026 年 5 月から 2027 年 10 月の 1 年 6 ヶ月		
学 費 等	実習が必要な方	実習が一部免除の方	実習免除の方
選考料	10,000 円 ¹⁾	10,000 円 ¹⁾	10,000 円 ¹⁾
入学金	30,000 円 ¹⁾	30,000 円 ¹⁾	30,000 円 ¹⁾
授業料	250,000 円 ²⁾	250,000 円 ²⁾	250,000 円 ²⁾
実習費	180,000 円	140,000 円 ³⁾	－
計	470,000 円	430,000 円 ³⁾	290,000 円
1) 学校法人江戸川学園のいずれかの学校を卒業された方は、入学願書に必要事項を記載のうえ卒業証書を提出した場合、選考料および入学金が免除されます。 江戸川学園おおたかの森専門学校 江戸川大学 江戸川女子高等学校、江戸川女子中学校 江戸川学園取手高等学校、江戸川学園取手中学校 江戸川短期大学(江戸川女子短期大学) 2) 社会福祉士あるいは精神保健福祉士の養成校に在籍した経験があり、一部科目の履修免除が認められた方は、授業料の減額が適用されます。 3) 精神保健福祉士あるいは介護福祉士の資格をお持ちで実習の一部免除が認められた方は実習費の減額が適用され、上記の金額となります。ただし、雇用保険の教育訓練給付金(一般)は適用外となります。 * 授業料等は入学選考結果通知の際にお知らせする指定日までに納付してください。 * 上記のほか、テキスト代が必要となります(約 60,000 円)。			

3. 出願から入学手続まで

①	入学願書等の作成	入学願書等は記入例に従って正確に記入してください。 入学願書と同時に提出する書類(p.4～ご参照)を揃えてください。
②	入学選考料の払い込み	入学選考料(10,000 円)は添付の振込用紙により払い込み、「入学選考料納入連絡票」(コピー不可)を入学願書の裏面に貼付してください。
③	出願書類の送付	入学願書等は本校へ郵送または持参してください。 書類が不足している場合は、選考対象とならない場合がありますので十分にご注意ください。
④	入学選考結果の通知	入学選考の可否結果は、願書受付後約 14 日後位までに郵送でお知らせします。
⑤	学費の払い込み	入学金、授業料は、本校指定の金融機関に振込み、「振込済証明書」(コピー不可)を入学手続き書類と一緒に送付してください。ただし、2026 年 4 月末日(メール・郵送の場合は消印有効)までに入学辞退届け(本校指定用紙)を提出した方には、入学金を除く納付金を返還します(p.6 参照)。
⑥	入学手続き書類送付	＜合格者の入学手続き＞ 合格者には 3 月半ば頃、「入学手続き書類」一式(テキスト購入案内を含む)を送付します。指定期日までに手続きが完了しない場合には、入学が取り消されますのでご注意ください。

4. 願書の作成と留意事項

1) 応募者全員が提出するもの		
①	入学願書 (所定用紙)	記入例に従って、志願者自身が黒のインク又はボールペンで明瞭に記してください。写真貼付（過去6ヶ月以内に撮影したもの）及び押印が必要です。
②	入学選考料納入連絡票 (所定用紙)	添付の所定用紙を使い、払込み手続きをしてください。その際に発行される「入学選考料納入連絡票」(コピー不可)を入学願書の裏面に貼付してください。 入学選考料振込金領収証をもって領収証に代えます。
③	入学選考結果通知用封筒 (所定)	合否通知を確実に受け取ることができる郵便番号、住所、氏名を明記し、郵便料金(110円相当の切手)を貼付して同封してください。志願者全員に選考結果を通知します。 合否に関する電話等の問い合わせには応じられません。ただし、願書受付後約14日以上を経ても合否通知が到着しない場合は、お問い合わせください。
2) 該当者が提出するもの		
①	卒業証明書 注)改姓がある場合は戸籍抄本等が必要です	卒業証明書の提出を必要とする方は、本要項「1. 入学資格」(p.1)に示した①～③に該当する方です。各々該当する証明書を提出してください。卒業証明書は入学願書提出日より3ヶ月以内に発行された原本を提出してください(コピーは認められません)。 尚、婚姻等により卒業証明書記載の氏名と出願時の氏名が異なる場合は、戸籍抄本等改姓が分かる公的な書類を併せて提出してください。 2026年3月31日までに大学等を卒業見込みの方は「卒業見込み証明書」を提出してください。また、入学許可後「卒業証明書」を提出していただくことになります。卒業証明書の提出がない場合は、入学許可が取り消されることとなりますのでご注意ください。 指定施設での実務経験4年以上の方で、実務経験証明書を提出する方については、卒業証明書は提出不要です。
②	実務経験申告書 (所定用紙)	この申告書は自己申告用です。この自己申告に基づいて、「実務経験証明書」を添付してください。 願書出願時点では経験年数が不足するものの、入学時までには経験年数を満たす場合、「実務経験見込み申告書」「実務経験見込み証明書」を提出してください。その場合、本要項 p.33 以降にある「実務経験申告書」「実務経験証明書」をコピーし「見込み」の文言を加筆し、各自で作成してください。証明権者の証明印が必要です。入学後直ちに正規の「実務経験申告書」と「実務経験証明書」を提出していただきます。提出がない場合は、入学または実習免除の取り消しとなります。
③	実務経験証明書(個票) (所定用紙)	「実務経験申告書」に記載した内容について、施設・事業所・機関ごとに各証明権者の証明を受けるものです。 用紙が不足する場合は、コピーして使用してください。 ア)病院・診療所の職員、イ)市区町村社会福祉協議会において、相談援助業務を行っている職員は各々専用の「実務経験証明書」(個票)を提出してください。 その他の方は、施設・事業所・機関職員用「実務経験証明書」(個票)を提出してください。 入学資格とは別に、一般の大学等卒業者で1年以上の実務経験がある方はこれらの証明書の提出により「ソーシャルワーク実習」が履修免除されます。

④	精神保健福祉士あるいは介護福祉士の国家資格証(写)	・「実習」を履修する必要がある、かつ、精神保健福祉士あるいは介護福祉士の国家資格を所持している方は、その国家資格証(写)を提出してください。 ・実習の一部(1 か所・60 時間)が免除され、また実習費も減額となります。
⑤	社会福祉士あるいは精神保健福祉士の養成校が発行する科目履修証明書	・本学科入学前に社会福祉士あるいは精神保健福祉士の養成校に在籍したことがある方は、「科目履修証明書」を提出してください。 ・必要に応じて、当該養成校のシラバスなど追加資料の提出をしていただく場合があります。 ・本学科における一部科目が免除され、また授業料も減額の対象となります。

※「実務経験申告書」及び「実務経験証明書」

- ・ここでいう実務経験は、本要項 p.16 以降に掲載の省令に定められた範囲のものを指します。
入学資格に係る実務経験者はこの省令に基づいた指定施設と業務の範囲を確認の上各々の所定用紙に証明権者の証明を得て記入してください。
- ・p.16 の「指定施設と業務の範囲」は、本校が(財)社会福祉振興・試験センター発行の「受験の手引」に基づきまとめたものです。不明な点は必ず関係法令等を確認してください。
- ・実務経験申告書と証明書に記入する「施設や事業」及び「職種」は、この省令に記載されたものと一致することが必要です。略さずに記入してください。また、施設等が独自に使用している名称は認められません。

＜願書等提出方法＞

- ・必ず専用封筒に必要事項を明記し、書留郵便にて所定の期日までに郵送(消印有効)または持参してください。
- ・送付前にもう一度必要書類等が揃っているか確認してください。

＜入学願書等必要書類＞

応募者全員が提出するもの	
①	入学願書(写真付き)
②	入学選考料納入連絡票(コピー不可)
③	入学選考結果通知用封筒(110 円切手貼付)

該当者が提出するもの	
①	卒業証明書または卒業見込み証明書
②	実務経験申告書または実務経験見込み申告書
③	実務経験証明書または実務経験見込み証明書
④	精神保健福祉士あるいは介護福祉士の国家資格証(写)
⑤	社会福祉士あるいは精神保健福祉士の養成校が発行する科目履修証明書

※) 一旦提出された書類は、合否に関わらず一切返却いたしません。

5. 入学手続き等

1) 入学者の決定と選考結果(合否)通知

- ・入学者の決定は、願書受付後 14 日後位までに郵送で通知します。
- ・電話等での合否の問い合わせ、また選考内容に関する問い合わせには一切応じられません。

2) 入学手続き

- ・選考結果通知書と併せて入学手続き要領を送付しますので、指定の期日までに学費等を納入し入学手続きを行なってください。

＊) 金融機関で学納金等払い込みに当り、10 万円を超える現金の振込みを行う場合、本人確認書類の提示が必要となります。また、ご親族の方が振込名義人に代わって振込み手続きを行う場合も同様です。詳しくは取扱金融機関にご相談下さい。

3) 入学辞退

- ・入学を辞退する際は、速やかにメール (csw-edo@edogawa-u.ac.jp) により入学辞退届 (本校指定用紙) を請求して下さい。(請求期限: 2026 年 4 月 24 日 (金) 正午)。なお、所定期日までに入学手続きをされなかった場合は、入学辞退とみなし、入学許可を取り消します。
- ・「入学辞退届」に必要事項を記載し、本校へ提出してください。2026 年 4 月末日 (メール・郵送の場合は消印有効) までに入学辞退届を提出した方には、入学金を除く納付金を返還します。
- ・上記期日以降の辞退は「退学」扱いとなりますので、「江戸川学園おおたかの森専門学校 社会福祉士養成学科通信課程に関する規程」(入学時にお渡しします) に従って手続きをしてください。

Ⅱ. 学習のあらまし

1. 通信課程の授業概要(予定)

			レポート スクーリング	実 習
2026年	5月9日(土) 入学オリエン テーション	計29冊	「ソーシャルワーク演習」(全員必修) 計7日間(日程選択) ・「土曜分散型」「夏季集中型」があり ます。具体的な日程は、入学が決定し た方に4月半ば以降にお示しし、希望 日のアンケートをおこないます。	「ソーシャルワーク実習」 2026年10月～2027年7 月の間に2か所、計240時 間以上(原則31～32日) ※原則、2か所の実習は連 続しておこないます。但 し、実習先の事情によ り、離れた期間におこな う場合があります。 ※実習免除…1年以上の相 談援助の実務経験があ る方 ※実習一部(1か所・60時 間)免除…精神保健福祉 士 あるいは 介護福祉士 の方
2027年	10月末 修了	2026年6月～ 2027年6月の 各月末に 2～3冊の レポートを 提出します。	「ソーシャルワーク実習指導」 (実習履修者のみ必修) 計5日間 ※下記の全日程の出席が必要です。 2026年5月9日(土) 7月27日(月)～29日(水) 2027年8月上旬(1日)	

☆「実習」が必要な方は、個別入学説明会へのご参加などで入学前に実習の説明を受けてください。

1) レポート学習

- ・通信課程は、レポート学習が柱となります。レポート学習は、先ず指定のテキストその他の文献を用いた学習に基づき受講生が自宅で各自の学習計画にしたがって学習します。
- ・学習後、担当教員から出題されている課題についてレポートを作成のうえ提出します。提出をしたレポートは担当教員による添削、採点のうえ返却されます。100点満点換算で60点以上が合格点となります。
- ・レポートは科目により1冊～4冊の提出が義務づけられており、在学期間内で基本的には29冊を提出します。
- ・2026年6月～2027年6月の各月末が、レポート提出締切日となります。各月末に2～3冊のレポートを提出することになります。
- ・合格点に満たない場合やレポートを未提出の場合は、再レポートを提出することができます。
- ・再レポートが不可の場合は、2027年8月頃、原則として5冊以内であれば、「特別レポート」を提出することができます。
- ・「再レポート」「特別レポート」とも、手数料が必要です。

※スクーリング・実習を除き、レポートなどはオンラインシステム「エドポタ」を通して行いますので、インターネット接続環境が必要となります。推奨環境：Windows11以降を搭載したPC、Google Chrome ブラウザ。その他OS、PC、スマホにも対応しています。

2) スクーリング(面接授業)

- ・スクーリング科目は「ソーシャルワーク演習」「ソーシャルワーク演習(専門)」(以下『ソーシャルワーク演習』等という)(以上、全員必修)と「ソーシャルワーク実習指導」(実習履修者のみ必修)です。
- ・「ソーシャルワーク演習」等は計7日間で、日程については「土曜日分散型」と「夏季集中型」が設けられており、選択が可能です。
- ・「ソーシャルワーク実習指導」計5日間で、日程については固定のため選択はできず「夏季集中型」となります。具体的な日程は、上表をご確認ください。
- ・スクーリングは課せられた全ての時間数を出席する必要があります。遅刻・早退は認められません。遅刻等をした場合、その日のプログラムは欠席扱いとなります。また、評価は出席と受講状況の総合評価でおこないます。
- ・スクーリング会場は本校(千葉県流山市)となります。
- ・なお、スクーリングや国家試験対策講座等の受講時のみマイカーでの通学が可能です。事前に届出をしていただきます。ただし、駐車スペースは限られており、駐車は確約できません。

3) ソーシャルワーク実習(該当者)

- ・本学科に入学前までに指定施設での相談援助業務に1年以上従事した実務経験がない方は、「ソーシャルワーク実習」(以下「実習」といいます)および「ソーシャルワーク実習指導」の履修が必要となります。
 - ・実習では、社会福祉士が福祉の専門職として、ソーシャルワークを実際におこなうために必要な社会福祉に関する幅広い知識や援助技術の応用力を養う実践的な学習をおこないます。
 - ・実習は1年目の10月から2年目の7月の間に、原則として連続した約31～32日間(240時間)以上をおこないます。
 - ・実習の必要な方には、入学後実習について必要な手続きをご案内します。
 - ・実習は本校が指定する施設で実施しますが、受け入れは施設の事情もありますので、受講生の希望どおりの時期や場所および施設種別でおこなわれるとは限りません。
 - ・入学までに指定施設で福祉に関する相談援助業務(p.16以降)に1年以上従事した方は実習の全時間が免除されます。また、精神保健福祉士あるいは介護福祉士の資格をお持ちの方は、実習の一部(1か所・60時間)が免除されます。なお、実習一部免除の適用を受けた方は雇用保険の教育訓練給付金(一般)が申請できませんので、ご注意ください。
- ※実習を履修される方は、入学前に一度本校にご相談下さい(「個別入学説明会」にご参加された方には、その際に実習のご説明をいたします)。

4) 使用テキスト

- ・基本のテキストは、最新・社会福祉士養成講座(中央法規出版)を使用する予定です。このほか、学習効率向上のため、必要により別のテキストを使用する場合があります。
- 尚、使用テキストについては、入学までに学校より購入案内を送付します。
- ・テキストはこれからの学習に必要です。最新刊のものを使用してください。最新刊は上記出版社のホームページ等にてご確認ください。

5) 修了の認定

- ・本学科の修了は、次のものを総合的に評価し決定されます。
- ①レポート学習の評価
 - ②スクーリング(面接授業)の出席状況と評価
 - ③ソーシャルワーク実習の評価(該当者)

2. 科目一覧

- 本学科で学ぶ科目は、社会福祉士養成にかかわる指定科目であり、下表のとおりです。

1)～19)は、国家試験の受験科目でもあります。

	科 目 名		科 目 名
1)	医学概論	13)	高齢者福祉
2)	心理学と心理的支援	14)	障害者福祉
3)	社会学と社会システム	15)	児童・家庭福祉
4)	社会福祉の原理と政策	16)	貧困に対する支援
5)	社会福祉調査の基礎	17)	保健医療と福祉
6)	ソーシャルワークの基盤と専門職	18)	権利擁護を支える法制度
7)	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	19)	刑事司法と福祉
8)	ソーシャルワークの理論と方法	20)	ソーシャルワーク演習
9)	ソーシャルワークの理論と方法(専門)	21)	ソーシャルワーク演習(専門)
10)	地域福祉と包括的支援体制	22)	ソーシャルワーク実習指導
11)	福祉サービスの組織と経営	23)	ソーシャルワーク実習
12)	社会保障		

【実習免除について】

- ・指定施設において相談援助の実務経験が1年以上ある方は、「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習指導」の履修が免除になります。
 - ・精神保健福祉士または介護福祉士の資格を有している方は、「ソーシャルワーク実習」の一部(1 か所・60 時間)の履修が免除となります。
- なお、「ソーシャルワーク実習指導」については、履修免除となりません。

【科目の履修免除(実習以外)】

- ・本学科または他校の社会福祉士養成校あるいは精神保健福祉士養成校に在籍した経験がある方で、当該養成校において履修済の科目については、総履修時間数の2分の1を超えない範囲で本学科における科目の履修に代えることができます。但し、①「ソーシャルワーク演習」「ソーシャルワーク演習(専門)」の免除は認めておりません、②「ソーシャルワーク実習指導」及び「ソーシャルワーク実習」については、一方の科目のみを免除することは認められません。

履修免除の対象に該当し、希望される方は、その旨を「入学願書」にご記載のうえ、当該の養成校の「科目履修証明書」をご提出ください。(p.5 ご参照)

3. 実習施設(該当者) ●次の117カ所の実習施設が登録されています。

No	施設種別	施 設 名	〒	住 所
1	介護老人保健施設	浅草介護老人保健施設	111-0042	東京都台東区寿 4-8-2
2	社会福祉協議会	北区社会福祉協議会	114-0021	東京都北区岸町 1-6-17
3	指定生活介護事業	荒川区社会福祉協議会	116-0002	東京都荒川区荒川 1-53-9
4	社会福祉協議会	足立区社会福祉協議会	120-0011	東京都足立区中央本町 1-17-1
5	介護老人保健施設	梅の木	121-0012	東京都足立区青井 4-29-23
6	知障者通所	竹の塚ひまわり園	121-0813	東京都足立区竹の塚 7-19-7
7	生活介護施設	梅田ひまわり工房	123-0851	東京都足立区梅田 5-27-11
8	社会福祉協議会	墨田区社会福祉協議会	131-0032	東京都墨田区東向島 2-17-14
9	社会福祉協議会	江戸川区社会福祉協議会	132-0031	東京都江戸川区松島 1-38-1
10	特別養護老人ホーム	なぎさ和楽苑	134-0088	東京都江戸川区西葛西 8-1-1
11	知的障害者授産施設	大田区立しいのき園	144-0034	東京都大田区西糀谷 2-9-12
12	デイサービス	東山高齢者在宅サービスセンター	153-0043	東京都目黒区東山 3-24-6
13	母子生活支援	パルメゾン上北沢	156-0057	東京都世田谷区上北沢 4-25-17
14	知的障害者	東京都東村山福祉園	189-0012	東京都東村山市萩山町 1-35-1
15	特別養護老人ホーム	大洋園	198-0023	東京都青梅市今井 5-2440-141
16	社会福祉協議会	西東京市社会福祉協議会	202-0013	東京都西東京市中町 1-6-8
17	社会福祉協議会	川崎市社会福祉協議会	211-0053	神奈川県川崎市中原区上小田中 6-22-5
18	介護老人保健施設	都筑シニアセンター	224-0024	神奈川県横浜市都筑区東山田町 1357
19	知的障害者更生施設	てらん広場	240-0051	神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町 1696
20	老人福祉センター	花見川いきいきプラザ	262-0011	千葉県千葉市花見川区三角町 750
21	児童養護	房総双葉学園	263-0016	千葉県千葉市稲毛区天台 3-4-1
22	身体障害者支援施設	若葉泉の里	265-0053	千葉県千葉市若葉区野呂町 1791-3
23	特別養護老人ホーム	けやき園	266-0011	千葉県千葉市緑区鎌取町 81-1
24	知的障害者更生施設	小金わかば苑	270-0003	千葉県松戸市東平賀 655-2
25	特別養護老人ホーム	まんさくの里	270-0023	千葉県松戸市八ヶ崎 2-15-1
26	心身障害者福祉作業所	さつき園	270-0113	千葉県流山市駒木台 238-1
27	介護老人保健	ハートケア流山	270-0118	千葉県流山市小屋 146-1
28	多機能型障害福祉サービス事業所	コスモス	270-0135	千葉県流山市野々下 1-319
29	生活介護事業所	つつじ園	270-0135	千葉県流山市野々下 1-319
30	特定相談支援事業	相談支援センターまほろば	270-0135	千葉県流山市野々下 1-319
31	福祉事務所	流山市健康福祉部社会福祉課	270-0192	千葉県流山市平和台 1-1-1
32	特別養護老人ホーム	アコモード	270-1101	千葉県我孫子市布佐 1559-2
33	特別養護老人ホーム	アクイール	270-1137	千葉県我孫子市岡発戸 1498
34	デイサービス	わごころケアセンター	270-1176	千葉県我孫子市柴崎台 2-8-10
35	福祉事務所	我孫子市健康福祉部	270-1192	千葉県我孫子市我孫子 1858
36	障害者入所施設	いぶき療護苑	270-2213	千葉県松戸市五香 5-10-4
37	就労継続支援 B 型	こころば まつさと	270-2213	千葉県松戸市五香 5-10-3
38	特別養護老人ホーム	ひまわりの丘	270-2218	千葉県松戸市五香西 5-19-8
39	特別養護老人ホーム	明尽苑	270-2251	千葉県松戸市金ヶ作 296-1
40	社会福祉協議会	市川市社会福祉協議会	272-0026	千葉県市川市東大和田 1-2-10
41	生活介護事業所	かしわい苑	272-0802	千葉県市川市柏井町 3-637-1

実習の受け入れは施設の事情もありますので、受講生の希望どおりの時期や場所および施設種別で行われるとは限りません。

No	施設種別	施 設 名	〒	住 所
42	病院	船橋市立医療センター	273-8588	千葉県船橋市金杉 1-21-1
43	知的障害者更生施設	大久保学園	274-0054	千葉県船橋市金堀町 499-1
44	特別養護老人ホーム	船橋百寿苑	274-0061	千葉県船橋市古和釜町 791-1
45	特別養護老人ホーム	船橋笑寿苑	274-0068	千葉県船橋市大穴北 4-25-15
46	障害者支援	誠光園	274-0081	千葉県船橋市小野田町 769-18
47	障害福祉サービス事業所	あかね園	275-0024	千葉県習志野市茜浜 3-4-5
48	介護老人保健施設	蒼生の杜	277-0042	千葉県柏市逆井 437-28
49	介護老人保健施設	はみんぐ	277-0825	千葉県柏市布施 1-3
50	児童相談所	千葉県柏児童相談所	277-0831	千葉県柏市根戸 445-12
51	多機能型障害福祉サービス事業所	青和園	277-0872	千葉県柏市十余二 175-41
52	特別養護老人ホーム	八幡苑	277-0862	千葉県柏市篠籠田 1390
53	特別養護老人ホーム	望陽荘	277-0884	千葉県柏市みどり台 1-3-1
54	障害者支援	沼南育成園	277-0921	千葉県柏市大津ヶ丘 2-19-5
55	障害者支援	野田芽吹学園	278-0014	千葉県野田市下三ヶ尾 875-1
56	特別養護老人ホーム	うらやす和楽苑	279-0001	千葉県浦安市当代島 2-14-2
57	病院	タムス浦安病院	279-0023	千葉県浦安市高洲 7-2-32
58	知障害更生	めいわ	285-0807	千葉県佐倉市山王 2-37-9
59	障害者支援施設	リホープ	285-0807	千葉県佐倉市山王 2-37-9
60	障害者支援	ルミエール	285-0807	千葉県佐倉市山王 2-37-9
61	障害者支援	さくら千手園	285-0852	千葉県佐倉市青菅 1019
62	知的障害者就労支援施設	成田のぞみの園	286-0047	千葉県成田市江弁須 96-3
63	特別養護老人ホーム	杜の家	287-0102	千葉県香取市岩部 869-60
64	特別養護老人ホーム	北総長寿苑	289-1212	千葉県山武市木原 814-1
65	身障者療護	聖マーガレットホーム	289-2135	千葉県匝瑳市高野 583-1
66	重症心身障害児施設	聖母療育園	289-2513	千葉県旭市野中 3831
67	介護老人保健施設	杏の里	290-0011	千葉県市原市能満 1774-1
68	障害者療養	鶴舞荘	290-0512	千葉県市原市鶴舞 547
69	特別養護老人ホーム	長生共楽園	297-0035	千葉県茂原市下永吉 2812
70	介護老人保健施設	ケアセンターかずさ	297-0078	千葉県茂原市高師台 3-3-3
71	児童養護	子山ホーム	298-0003	千葉県いすみ市深堀 685
72	知的障害者施設	東京都千葉福祉園	299-0241	千葉県袖ヶ浦市代宿 8
73	知的障害児施設	千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園	299-0243	千葉県袖ヶ浦市蔵波 3108-1
74	特別養護老人ホーム	リブ丸山	299-2504	千葉県南房総市川谷 302-5
75	障害者福祉サービス事業所	ふる里学舎 和田浦	299-2725	千葉県南房総市和田町黒岩 1190-1
76	就労継続支援 B 型	ワーナーホーム	299-3211	千葉県大網白里市細草 3215
77	身体障害者療養施設	さくら苑	300-0013	茨城県土浦市神立町 443-4
78	社会福祉協議会	土浦市社会福祉協議会	300-0036	茨城県土浦市大和町 9-2
79	障害者福祉サービス事業所	ケアステーション・コナン	300-0421	茨城県稲敷郡美浦村木原 626-2
80	就労継続支援 B 型	ほっとピア・ワークス	300-1214	茨城県牛久市女化町 859-3 牛久総合福祉センター内

実習の受け入れは施設の事情もありますので、受講生の希望どおりの時期や場所および施設種別で行われるとは限りません。

No	施設種別	施 設 名	〒	住 所
81	特別養護老人ホーム	藤代なごみの郷	300-1511	茨城県取手市桐木 1342-2
82	地域活動支援センター	ふれんず	300-2307	茨城県つくばみらい市板橋 2147-4
83	特別養護老人ホーム	筑波キングス・ガーデン	300-2521	茨城県常総市大生郷町 1818-2
84	特別養護老人ホーム	玉樹	300-3572	茨城県結城郡八千代町菅谷 1021-1
85	社会福祉協議会	龍ヶ崎市社会福祉協議会	301-0007	茨城県龍ヶ崎市馴柴町 834-1
86	特別養護老人ホーム	やすらぎの里	301-0816	茨城県龍ヶ崎市大徳町 4965-1
87	児童発達支援センター	取手市社会福祉協議会	302-0021	茨城県取手市寺田 5144-3
88	特別養護老人ホーム	千代川さくら館	304-0823	茨城県下妻市五箇 574
89	生活支援	水戸市福祉作業所むつみ	311-4153	茨城県水戸市河和田町 123-1
90	軽費老人ホーム	ハートピア石岡	315-0029	茨城県石岡市根当 10888-13
91	知的障害者支援施設	茨城県立あすなろの郷	319-0306	茨城県水戸市杉崎町 1460
92	社会福祉協議会	東海村社会福祉協議会	319-1112	茨城県那珂郡東海村村松 2005
93	地域生活支援センター	那珂市地域包括支援センター ナザレ園	319-2103	茨城県那珂市中里 352-1
94	知的障害者更生施設	すぎの芽	321-3221	栃木県宇都宮市板戸町 3650
95	知的障害者支援施設	緑ヶ丘育成園	326-0143	栃木県足利市業鹿町 2274
96	特別養護老人ホーム	トータスホーム	329-0529	栃木県河内郡上三川町下神主 229-6
97	社会福祉協議会	川口市社会福祉協議会	332-0031	埼玉県川口市青木 3-3-1
98	特別養護老人ホーム	スマイルハウス	336-0974	埼玉県さいたま市緑区大崎 2160
99	居宅介護支援施設	敬寿園	337-0024	埼玉県さいたま市見沼区片柳 1298
100	特別養護老人ホーム	フェリス	340-0051	埼玉県草加市長栄 658
101	高齢者福祉施設	やしお苑	340-0814	埼玉県八潮市南川崎 210-1
102	介護老人保健施設	三郷ケアセンター	341-0028	埼玉県三郷市南蓮沼 260-2
103	特別養護老人ホーム	小鳩園	341-0038	埼玉県三郷市中央 4-8-4
104	特別養護老人ホーム	吉川平成園	342-0022	埼玉県吉川市加藤 187-1
105	児童養護	上里学園	369-0314	埼玉県児玉郡上里町三町 183
106	重度知的障害者総合施設	のぞみの園	370-0865	群馬県高崎市寺尾町 2120-2
107	知的障害者支援施設	友貴園	370-0867	群馬県高崎市乗附町 2650
108	社会福祉協議会	前橋市社会福祉協議会	371-0017	群馬県前橋市日吉町 2-17-10
109	介護老人保健施設	クララトーホー	376-0013	群馬県桐生市広沢町 2-3208-1
110	身体障害者支援施設	青空	379-2114	群馬県前橋市上増田町 178
111	身障者授産施設	上田しいのみ園	386-0034	長野県上田市中之条 801
112	知的障害者更生施設	あい・アドバンス今井	390-1131	長野県松本市今井 4870-1
113	障害者支援施設	しらかば園	399-0214	長野県諏訪郡富士見町落合 9507-1
114	身体障害者支援施設	みのわの里療護園	949-5416	新潟県長岡市不動沢 126-3
115	知的障害者生活介護施設	明生園	951-8121	新潟県新潟市水道町 1-5932-621
116	身体障害者授産施設	青松苑	960-0261	福島県福島市飯坂町中野字高田前 2-18
117	社会福祉協議会	会津若松市社会福祉協議会	965-0873	福島県会津若松市追手町 5-32

※実習施設については今後変更になる可能性があります。

実習の受け入れは施設の事情もありますので、受講生の希望どおりの時期や場所および施設種別で行われるとは限りません。

Ⅲ. 入学 Q&A

Q1 社会福祉士の資格を取るまでにどのようなスケジュールになるのですか。

A1 社会福祉士の資格を得るためには、本学科の課程を卒業し、国家試験を受験する必要があります。社会福祉士国家試験は毎年1回、2月上旬に行われます。

2026年5月に入学した場合は、次のとおりです。



Q2 年齢制限はありますか。

A2 年齢制限はありません。別記の入学要件を満たしている方であればどなたでも入学できます。これまで20代から70代以上の方が在学しています。意欲のある方をお待ちしています。

Q3 入学試験はあるのですか。

A3 入学試験はありません。
応募書類による選考となります。

Q4 実習が必要なのですが、実習施設・機関や日程はどのように決まるのですか。

A4 入学時に1年以上の相談援助業務の実務経験がない方は、実習が必要となります。実習施設・機関は、原則として別記した実習施設・機関から、お住まいなどを考慮して調整していきます。また、日程等については、実習施設側の状況も考慮し、決定していきます。
※実習が必要な方は、入学前に個別相談会などにて説明を受けていただきたくお願いします。

Q5 学生の基礎学力を向上させ、さらに社会福祉士国家試験に向けた対策講座はどのようなものがありますか。

A5 入学後1年目に、教科内容理解促進を図る「社会福祉士基礎講座(サポートクラス)」(希望者のみ・無料・週末利用)を全9回実施(2025年度)。
また在籍2年目から「国家試験合格講座」(希望者のみ・有料・週末利用)を全20回(模擬試験を含む)実施(2025年度)。
本学科では、このように国家試験合格に向け充実の講座を用意し、学生を支援しています。

Q6 就職の支援はどのようになっていますか。

A6 就職率95%超を誇る就職センターをご利用できます。

Q7

学費に関し学生への支援制度はありますか。

A7

以下の制度があります。

(1) 専門実践教育訓練給付制度

実習免除の方が対象です。

お住まいの住所を管轄するハローワークにて申込及びキャリアコンサルティングを受講開始日の2週間前までに完了する必要がありますので、事前に必ずご確認ください。

※一定の条件を満たした方に支給されます。受講者本人が専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の5割に相当する額を公共職業安定所から支給されます。資格取得等し、受講修了日の翌日から起算して1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合、教育訓練経費の80%に相当する額として全支給単位期間に係る教育訓練経費について改めて計算を行い、教育訓練経費の50%に相当する額として支給した額の差額分が支給されます。

(2) 一般教育訓練給付制度

実習必要の方が対象です。

お住まいの住所を管轄するハローワークに卒業後に申し込みください。

※一定の条件を満たした方は、入学金、実習費及び授業料(最大12ヶ月分。修業期間である18ヶ月分ではありません。)の20%相当が支給されます。

(3) 提携教育ローン

本校では株式会社オリエントコーポレーションと連携した教育ローンがあります。

お問い合わせ・お申し込みは株式会社オリエントコーポレーションへ直接お願いします。

・ Web 申込み

- ① 下記 URL からお申込み下さい。申込みに際しては学校コード、申込みコードの入力が必要です。

URL ⇒<http://www.orico.tv/gakuhi/?clientid=15020217>

学校名：江戸川学園おたかの森専門学校 学校コード⇒15020217 申込コード⇒2691
社会福祉士養成学科通信課程



QRコードで携帯電話からも申込みできます。

- ② 必要書類をお手元にご準備いただき、申込みフォームに沿って必要事項を入力してください。
- ③ 審査完了後、電話にて契約内容等の確認をいたします。
※必要書類をお手元にご準備ください。

・ 電話申込み

下記お問合せ先まで連絡頂き、『学費サポートプラン利用申込書』を請求願います。

※郵送での対応となりますので手続きに時間を要する場合がございます。

・ 問い合わせ先

株式会社オリエントコーポレーション 学費サポートデスク

電話 0120-517-325 問い合わせ時間：平日9：30～17：30

(4) 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会では、社会福祉士・介護福祉士を目指す方のために修学資金貸付制度を実施しています。卒業後、社会福祉士の登録を行い、貸付を受けた地域の社会福祉施設等において、相談援助の業務に一定期間従事した場合は、貸付金の返還免除を受けられる制度です。詳細は、お問い合わせください。

<2025年度千葉県の場合>

- ・ 貸付対象…… 厚生労働大臣が指定した養成施設(大学、短期大学、専門学校)に入学し、卒業後、千葉県内の福祉施設等において社会福祉士として相談援助業務に従事しようとする方。

- ・貸付金額…… 月額5万円以内、入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内
- ・返済免除…… 卒業の日から1年以内(国家試験に不合格となった場合は3年以内)
に社会福祉士の登録を行い、千葉県内の社会福祉施設等において相談援助の業務に5年間従事した場合は貸付金全額の免除が可能

※貸付金額は、修学費用の範囲内に限られます。

※国庫補助で実施されている貸付事業(生活福祉金、母子寡婦福祉資金等)や日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の教育ローンなどとの併用は原則できませんが、生活保護世帯など併用できる場合もあります。

※教育訓練給付制度との併用は可能ですが、貸付金額は調整される場合があります。

(5) 日本政策金融公庫〔国の教育ローン〕

本校の入学者及び在学者は、「国の教育ローン」を利用することができます。この制度は日本政策金融公庫が教育のために必要な資金を融資する公的な制度です。

(2025 年の例)

- 対 象 者： 融資の対象となる学校に入学・在学する学生の保護者が貸付の対象者ですが、成人で勤務収入など安定した収入があって独立して生計を営んでいる場合は、学生本人の申込みができる場合があります。
- 借入可能金額： 学生一人あたり 350 万円以内(学校納付金、受験にかかった費用、住居(アパート等)にかかる費用、教科書代等、今後1年間に必要となる費用が対象)
- 借 入 利 率： 現行金利年 3.15%(交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収〔所得〕200 万円〔132 万円〕以内の方は年 2.75%)
- 返 済 期 間： 18 年以内
- 返 済 方 法： 元金据置可能、原則として元利均等毎月払
- 保 証： (公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(1 名以上)

※お問い合わせ・お申し込みは日本政策金融公庫の各支店、及び自宅近隣の金融機関窓口(銀行・信用金庫・農協等)へ直接申し込み願います。

〔問い合わせ先：教育ローンコールセンター(☎0570-008656)〕

日本政策金融公庫ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>

Q8

スクーリングや国家試験合格講座のときの通学手段はどのようになりますか。

A8

- ・「流山おおたかの森駅」(つくばエクスプレス・東武野田線〔東武アーバンパークライン〕)からはスクールバス(乗車 6 分・無料)が登校時間にあわせて複数本運行されます。
- ・「豊四季駅」(東武野田線〔東武アーバンパークライン〕)からは本校まで徒歩 12 分です。
- ・「柏駅」(J R・東武野田線〔東武アーバンパークライン〕)からは東武バス(西口 2 番のりば～「高田車庫」行、「柏の葉キャンパス駅西口」行、「国立がん研究センター」行、「柏の葉公園」行～乗車 10 分～梅林下車)と徒歩 5 分でも登校することができます。
- ・また、本学科のスクーリングや国家試験合格講座の受講時のみマイカー通学が可能です。事前に届出をしていただきます。ただし、駐車スペースは限られており、駐車は確約できません。

Ⅳ. 実務経験として認められる業種の一覧

＜実務経験について＞

「入学願書」と「実務経験申告書」の「施設(事業)等種類」、「職種」及び「コード」欄には、次のうち該当する「施設種類」、「職種」及び「コード」を記入してください。

指定施設等における相談援助の業務の範囲

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年 厚生省令第 49 号）第 2 条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日付社庶第 29 号）」厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知により定められています。

これに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象となりません。（厚生労働大臣が個別に認める場合を除く）

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。（次表の施設種類欄内の番号は、上記通知の事項番号です。）

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	児童相談所	児童福祉司	1361
		児童心理司	1362
		受付相談員	1363
		相談員	1364
		電話相談員	1365
		児童指導員	1366
		1-(2) 保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員(少年を指導する職員)	1372
		個別対応職員	1373
		自立支援担当職員	1374
		1-(3) 保育士	1375
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
		1-(4) 自立支援担当職員	1387
	障害児入所施設 児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	★児童指導員(※2)	1561
		★保育士(※3)	1562
		児童発達支援管理責任者	1563
		1-(5) 心理担当職員	1564
	知的障害児施設 〔知的障害児施設 自閉症児施設(第一種、第二種)〕	★児童指導員(※2)	1391
		★保育士(※3)	1392
	知的障害児通園施設	★児童指導員(※2)	1401
		★保育士(※3)	1402

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	盲ろうあ児施設 〔盲児施設、ろうあ児施設 難聴幼児通園施設〕	2-(33) ★児童指導員(※2)	1411
		★保育士(※3)	1412
	肢体不自由児施設 〔肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設〕	2-(33) ★児童相談員(※2)	1421
		★保育士(※3)	1422
	児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	1-(6) 児童指導員	1431
		保育士	1432
		個別対応職員	1433
		家庭支援専門相談員	1434
		自立支援担当職員	1435
	重症心身障害児施設	2-(34) ★児童指導員(※2)	1441
		★保育士(※3)	1442
		心理指導員(心理指導を担当する職員)	1443
	児童自立支援施設	1-(7) 児童自立支援専門員	1451
		児童生活支援員	1452
		個別対応職員	1453
		家庭支援専門相談員	1454
		職業指導員	1455
		自立支援担当職員	1456
	児童家庭支援センター	1-(8) 相談員 (児童の福祉に関する相談・助言を行う職員)	1461
	里親支援センター	1-(9) 里親制度等普及促進担当者	1641
		里親等支援員	1642
		里親研修等担当者	1643
		家庭支援専門相談員	1644
		自立支援担当職員	1645
		養親等相談支援員	1646
		市町村連携支援員	1647
		レスパイト・ケア担当職員	1648
	障害児通所支援事業(児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行う施設	1-(10) ★指導員(※1)
★児童指導員(※2)			1572
★保育士(※3)			1573
児童発達支援管理責任者			1574
機能訓練担当職員(心理担当職員に限る)			1575
★障害福祉サービス経験者(※4)			1576
放課後等デイサービス事業を行う施設		1-(10) ★指導員(※1)	1571
		★児童指導員(※2)	1572
		★保育士(※3)	1573
		児童発達支援管理責任者	1574
		機能訓練担当職員(心理担当職員に限る)	1575
		★障害福祉サービス経験者(※4)	1576

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	(児童発達支援センターを除く) 障害児通所支援事業	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 1-(10)	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る) 1577
		児童発達支援管理責任者	1574
		保育所等訪問支援事業を行う施設 1-(10)	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る) 1577
		児童発達支援管理責任者	1574
		障害児相談支援事業 1-(11)	相談支援専門員 1581
			相談支援員 1582
	乳児院 2-(2)	児童指導員	2511
		保育士	2512
		個別対応職員	2513
		家庭支援専門相談員	2514
		里親支援専門相談員	2515
	医療型児童発達支援を行う施設 2-(13)	★児童指導員(※2)	5211
		★保育士(※3)	5212
		児童発達支援管理責任者	5213
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	5214
	指定発達支援医療機関 〔肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの〕 2-(14)	★児童指導員(※2)	2451
		★保育士(※3)	2452
	児童自立生活援助事業を行っている施設 2-(22)	相談援助業務を行っている指導員	2531
		個別対応職員	2532
		自立支援担当職員	2533
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設 2-(25)	相談援助業務を行っている職員	2561
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所 2-(85)	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081
	養育支援訪問事業を行っている事業所 2-(91)	訪問支援者	5231
	児童厚生施設(児童遊園を除く) 2-(92)	職員のうち相談援助業務を行っている者	5241
	親子再統合支援事業を行っている事業所 2-(93)	相談援助業務を行っている職員	5251
	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 2-(94)	支援コーディネーター	5261
		生活相談支援員	5262
		就労相談支援員	5263
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所 2-(95)	支援コーディネーター	5271
		母子支援員	5272
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 2-(96)	訪問支援員	5281
	児童育成支援拠点事業を行っている事業所 2-(97)	相談支援業務を行っている職員	5291
	こども家庭センター 2-(98)	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	5301
		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5302
		統括支援員	5303
	妊婦等包括相談支援事業を行う機関 2-(99)	相談支援業務を行っている職員	5341
	地域子育て相談機関 2-(100)	相談支援業務を行っている職員	5311

児 童 分 野				施設・職種 コード	
施 設 種 類			相談援助業務の実務経験として認められる職種		
民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律	民間あっせん機関			養子縁組あっせん責任者	5351
	2-(101)			相談員	5352
その他の	利用者支援事業を行っている施設 2-(26)			相談支援業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業(障害児通園事業) 2-(12)			相談援助業務を行う職員(相談員)	2291
	支援地域生活事業	障害児等療育支援事業を行っている施設 2-(37)		相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター 2-(21)			相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 及び保育所等において実施する事業〕 2-(23)			相談支援業務を行っている職員	2541
	重症心身障害児(者)通園事業を行う施設 2-(29)			★児童指導員(※2)	2581
				★保育士(※3)	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関 2-(75)			スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点 2-(78)			相談援助業務を行っている職員	5091
	医療的ケア児支援センター 2-(85)			医療的ケア児等コーディネーター	5111
注意事項 (※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。 ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行うとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。					

高 齢 者 分 野				施設・職種 コード
施 設 種 類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介 護 保 険 法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設 1-(23)	生活相談員	1011
			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012
		介護老人保健施設 1-(23)	支援相談員	1021
			相談指導員	1023
			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
		介護医療院 1-(23)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1611
		指定介護療養型医療施設 1-(23)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031
		地域包括支援センター 1-(24)	包括的支援事業に係る業務を行う職員(※5) (保健師、主任介護支援専門員等)	1041

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介 護 保 険 法	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 〔 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む 〕 2-(4)	生活相談員	2221
		計画作成担当者	2222
	指定通所介護を行う施設 〔 基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設(※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む 〕 2-(42)、2-(46)	生活相談員	2011
	指定短期入所生活介護を行う施設 〔 基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む 〕 2-(42)	生活相談員	2051
	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(43)	支援相談員	2091
	指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(43)	支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を 行う施設 2-(44)	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2-(45)	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む) 2-(47)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む) 2-(47)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171
	指定複合型サービスを行う施設 2-(47)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設 2-(48)	生活相談員	2191
		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所 2-(49)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所 2-(50)	担当職員	2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2-(50)	担当職員	2911
注意事項 (※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。 (※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。			
老 人 福 祉 法	養護老人ホーム 1-(21)	生活相談員	1051
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1-(21)	生活相談員	1061
	軽費老人ホーム 〔 都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム(A型、B型)、 ケアハウスを含む 〕 1-(21)	生活相談員	1071
		主任生活相談員	1072
	老人福祉センター(特A型、A型、B型) 1-(21)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設 1-(21)	生活相談員	1091
	老人デイサービスセンター 1-(21)	生活相談員	1101
	老人介護支援センター(在宅介護支援センター) 1-(21)	相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員	2271

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
そ の 他	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) 2-(51)	生活相談員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業〕 2-(52)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(53)	相談援助業務を行っている職員	2801
身 体 障 害 者 福 祉 法	身体障害者更生相談所 1-(13)	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター(A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター〕 1-(14)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2321
福 祉 に 関 する 法 律 精 神 障 害 者	精神保健福祉センター 1-(15)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344
知 的 障 害 者 福 祉 法	知的障害者更生相談所 1-(20)	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354
障 害 者 福 祉 法 の 総 合 支 援 法	障害者支援施設 1-(25)	★生活支援員(※7)	1121
		就労支援員	1122
		サービス管理責任者	1123
	地域活動支援センター 1-(26)	★指導員(※7)	1131
	福祉ホーム 1-(27)	管理人	1141
	基幹相談支援センター 2-(83)	相談援助業務を行っている職員	5121
	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕 2-(5)	★生活支援員(※7)	2831
	身体障害者療護施設 2-(5)	★生活支援員(※7)	2841
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2-(5)	★生活支援員(※7)	2851
	身体障害者福祉工場 2-(5)	★指導員(※7)	2861

障 害 者 分 野				施設・職種 コード
施 設 種 類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障 害 者 総 合 支 援 法	精 神 障 害 者 社 会 復 帰 施 設	精神障害者生活訓練施設 2-(6)	精神保健福祉士	1191
			精神障害者社会復帰指導員	1192
		精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2-(6)	精神保健福祉士	1201
			精神障害者社会復帰指導員	1202
		精神障害者福祉工場 2-(6)	精神保健福祉士	1211
			精神障害者社会復帰指導員	1212
		精神障害者福祉ホーム 2-(6)	管理人	1221
	知 的 障 害 者 援 護 施 設	知的障害者更生施設 (入所、通所) 2-(7)	★生活支援員(※7)	1231
		知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2-(7)	★生活支援員(※7)	1241
		知的障害者通所寮 2-(7)	★生活支援員(※7)	1251
	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	生活介護を行う施設 1-(28)	★生活支援員(※7)	1271
			サービス管理責任者	1272
		自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練) 1-(28)	★生活支援員(※7)	1281
			サービス管理責任者	1282
		就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む) 1-(28)	★生活支援員(※7)	1291
			就労支援員	1292
			サービス管理責任者	1293
			職業指導員(相談援助を行う場合に限る)	1294
		就労継続支援を行う施設 (A型、B型) 1-(28)	★生活支援員(※7)	1301
			サービス管理責任者	1302
			職業指導員(相談援助を行う場合に限る)	1303
		就労定着支援を行う施設 1-(28)	就労定着支援員	1621
			サービス管理責任者	1622
		自立生活援助を行う施設 1-(28)	地域生活支援員	1631
			サービス管理責任者	1632
		療養介護を行う施設 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	1261
		短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む〕 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2341
		重度障害者等包括支援を行う施設 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2351
		共同生活介護を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2361
		共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む〕 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2371
障 害 者 総 合 支 援 法	支 地 援 域 生 業 活	身体障害者自立支援を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2431
	一 般 特 定 指 定	一般相談支援事業を行う施設 1-(29)	相談支援専門員	1591
		特定相談支援事業を行う施設 1-(30)	相談支援専門員	1601
			相談支援員	1602
		指定相談支援事業を行う施設 2-(35)	相談支援専門員	2871

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
の 園 ぞ み 法 み	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」 2-(15)	相談援助業務を行っている指導員	2301
		相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
者 発 達 障 害 法 害	発達障害者支援センター 2-(67)	相談支援を担当する職員	2461
		就労支援を担当する職員	2462
注意事項（※7）「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。） ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			
障 害 者 の 雇 用 の 促 進 等 に 関 す る 法 律	広域障害者職業センター 2-(68)	障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター 2-(69)	障害者職業カウンセラー	2481
		職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター 2-(71)	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター 2-(73)	主任職場定着支援担当者	2503
		主任就業支援担当者	2501
		就業支援担当者	2502
		生活支援担当職員	2504
安 職 定 業 法	公共職業安定所 2-(74)	精神・発達障害者雇用サポーター	2981
		障害学生等雇用サポーター	2982
そ の 他	知的障害者福祉工場 2-(16)	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 2-(38)	地域体制整備コーディネーター	2731
		地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 2-(39)	地域体制整備コーディネーター	2811
		地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 2-(40)	相談援助業務を行っている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行っている施設 2-(41)	相談援助業務を行っている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2881
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 2-(70)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 2-(72)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921

そ の 他 の 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
地 域 保 健 法	保健所 1-(1)	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1511
		精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1512
		精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1513
		心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1514

そ の 他 の 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
医 療 法	病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の 関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		1-(12) 退院後生活環境相談員	1522
生 活 保 護 法	救護施設	1-(16) 生活指導員	1491
	更生施設	1-(16) 生活指導員	1501
	授産施設	2-(1) 指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2591
	宿所提供施設	2-(1) 指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	2-(65) 就労支援員	2931
	子どもの進路選択支援事業を行っている事業所	2-(66) 支援員	5361
	被保護者就労準備支援事業を行っている事業所	2-(66) 被保護者就労準備支援担当者	5371
	被保護者家計改善支援事業を行っている事業所	2-(66) 家計改善支援員	5381
	被保護者地域居住支援事業を行っている事業所	2-(66) 居住支援員	5391
	日常生活支援住居施設	2-(86) 生活支援員 生活支援提供責任者	5181 5182
生 活 困 窮 者 自 立 支 援 法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立 相談支援機関	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
	生活困窮者就労準備支援事業を行っている 事業所	就労支援員	2943
		就労支援準備担当者	2944
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている 事業所	家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	2945
		住まい相談支援員	2946
社 会 福 祉 法	福祉事務所	子どもの学習・生活支援事業を行っている 事業所 2-(63)	2947
		査察指導員(指導監督を行う職員)	1471
		身体障害者福祉司(指導監督を行う職員)	1472
		知的障害者福祉司(指導監督を行う職員)	1473
		老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		女性相談支援員	1485
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
	1-(17)	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保 護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488

そ の 他 の 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
社 会 福 祉 法	福祉事務所	生活保護法第 55 条の 10 第 1 項に規定する子どもの進路選択支援事業に従事する支援員	1489
		生活保護法第 55 条の 10 第 2 項に規定する被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者	5401
		生活保護法第 55 条の 10 第 3 項に規定する被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員	5402
		生活保護法第 55 条の 10 第 4 項に規定する被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員	5403
	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	2611
	都道府県社会福祉協議会	専門員(日常生活自立支援事業を行う職員)	2621
		相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。〕	2622
	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	専門員(日常生活自立支援事業を行う職員)	2631
		福祉活動専門員	2632
		相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。〕	2633
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員	5201
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター	相談支援員	1531
		心理支援員	1532
		女性相談支援員	1533
	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員	1541
母子保健法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	5191
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	1551
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官(心理)	5013
		福祉専門官	5014
少年院法	少年院	法務教官	5021
		法務技官(心理)	5022
		福祉専門官	5023
別少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官	5031
		法務技官(心理)	5032
更生保護法	地方更生保護委員会	保護監察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652

そ の 他 の 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
更生 保護 事業 法	更生保護施設 2-(19)	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
所裁 法判	家庭裁判所 2-(84)	家庭裁判所調査官	5131
補 賃 保 険 法 害	労災特別介護施設 2-(20)	相談援助業務を行っている指導員	2671
医 療 等 に 関 す る 法 律	難病相談支援センター 2-(76)	難病相談支援員	5061
の 成 年 後 見 制 度 に 関 す る 法 律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」 において設置される中核機関 2-(82)	相談援助業務を行っている職員	5141
そ の 他	就業支援事業を行っている施設 〔ひとり親家庭等就業・自立支援事業〕 〔実施要綱に基づく事業〕 2-(24)	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業 2-(27)	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業 2-(28)	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター 2-(54)	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領〕 〔に規定する事業〕 2-(55)	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター 2-(56)	ひきこもり支援コーディネーター	2751
		その他相談援助業務を行っている専任の職員	2752
	地域生活定着支援センター 2-(57)	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を 行っている事業所 2-(58)	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター 2-(59)	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を 実施する事業所 2-(60)	相談援助業務を行っている職員	2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(61)	相談援助業務を行っている職員	2971
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2-(62)	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
		就労支援員	2893
		家計相談支援員	2894
	地域居住支援事業を行っている事業所 2-(64)	相談援助業務を行っている職員	5321
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 2-(77)	支援コーディネーター	5071
	地域若者サポートステーション 2-(80)	相談援助業務を行っている職員	5151
	子ども・若者総合相談センター 2-(81)	相談援助業務を行っている職員	5161
	官民協働等女性支援事業を行っている事業所 2-(90)	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5331
	若年被害女性等支援事業を行う事業所 2-(90)	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5221

業務従事期間の計算方法について

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記に掲げる者として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)に従事した期間を通算して計算するものとする。

以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施 設 ・ 事 業 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種 コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、 身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、 難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不 自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害 者授産施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、 障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、 高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業〕 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	生活援助員	3101
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

<記入例>

2026年度 社会福祉士養成学科

*受付年月日	年 月 日
*管理番号	

入 学 願 書

記入年月日(西暦) 20△△ 年 △ 月 △ 日

フリガナ	エドガワ タロウ			性 別		
氏 名	江戸川 太郎  			男 / 女	写真貼付 (縦4cm×横3cm) 単身胸から上 裏面のりづけ (写真の裏面に 学科・氏名を 記載のこと)	
生年月日	(西暦) 1982 年 10 月 1 日生					
現住所	住 所	(〒 270 - 0198) 千葉県流山市駒木△△△ 駒木マンション△△△				
	T e l	(△△) △△△△ - △△△△	F a x	(△△) △△△△ - △△△△		
	携 帯	(△△△) △△△△ - △△△△	メー ル	Gmail/yahoo!メールなど推奨 (PCメールのアドレスをご記載ください)		
勤務先	名 称	社会福祉法人□□会 駒木苑		施設種類	指定通所介護を行う施設	
	職 種	生活相談員		T e l	(△△) △△△△ - △△△△	
	所在地	(〒 270 - 0198) 千葉県〇〇市〇〇町				
最終学歴	学 校 名	修業年限	学部・学科	卒業年月	実習要否	
	〇〇大学	4 年	〇〇学部〇〇学科	(西暦) △△△△年 3 月	① 必 要 ② 免 除 ③ 一部免除 ア.精神保健福祉士 イ.介護福祉士	
江戸川学園内の学校を卒業している場合 学校名： ※卒業証明書を添付のこと 卒業年月 年 月						
過去に社会福祉士もしくは精神保健福祉士の養成校に在籍していた経験 なし ・ あり(学校名：)						
入学資格 (番号に○ 印のこと)	1 四年制大学卒業(見込)⇒「卒業(見込)証明書」を添付。 2 三年制短期大学等卒業。実務経験1年以上⇒「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。 3 二年制短期大学等卒業。実務経験2年以上⇒「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。 4 実務経験4年以上(ただし、上記1～3に該当の方を除く)⇒「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。 ⑤ 四年制大学卒業。実務経験1年以上⇒「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。 (大学、短期大学等の卒業方で、4年以上の実務経験を有する方は、「実務経験申告書」「実務経験証明書」の添付があれば、「卒業証明書」は不要です。)					
実務経験	経 験 年 数	施設(事業)等種類		職 種	コ ー ド	
	7 年 6 ヶ月	指定通所介護を行う施設		生活相談員	2011	

*は記入しないでください。
裏面に入学選考料納入連絡票(コピー不可)貼付してください。

* 実習	1. 実施 2. 免除	* 選考結果		*
---------	-------------	-----------	--	---

〈記入例〉

2026年度 社会福祉士養成学科

*管理番号

*は記入不要です

20△△年 △月 △日

実務経験申告書

江戸川学園おおたかの森専門学校 校長 殿

(申告者) 千葉県流山市駒木△△△

住 所 駒木マンション△△△

氏 名 江戸川 太郎



私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりです。

機関、施設代表者の証明書を添え申告いたします。

	所属していた(している) 機関、施設等	職 種	期 間 (西 暦)	証明権者 (機関・施設代表者)	コード
1	特別養護老人ホーム 江戸川園	生活相談員	2000年 4月 1日 ～2002年 9月 30日	施設長 〇〇 〇〇	1061
2	指定通所介護を行う施設 駒木苑	生活相談員	2014年 4月 1日 ～ 現在 年 月 日	理事長 〇〇 〇〇	2011
3			年 月 日 ～ 年 月 日		
4			年 月 日 ～ 年 月 日		
5			年 月 日 ～ 年 月 日		
6			年 月 日 ～ 年 月 日		

- (注) 1 実務経験証明書(個票)(別添)の証明事項は、上記本欄の内容と一致させてください。
- 2 職種については、16頁以降の省令等により該当する職種を正確に記載してください。
省令等に定める以外の名称を記載された場合、入学選考の対象にできない場合があります。
また、施設・職種のコード番号もご記入ください。
- 3 証明内容を訂正した場合は、訂正箇所に申告者の印を押してください。
修正液による訂正は認められません。

〈記入例〉

施設・事業所・機関職員用

*管理番号	
-------	--

*は記入不要です

実 務 経 験 証 明 書（個票）

フリガナ	エドガワ タロウ	生 年 月 日
氏 名	江戸川 太郎	西暦 △△△△年 △△ 月 △△ 日生
職 種	生活相談員	

(1) 上記の者は、(西暦) 20△△ 年 △ 月 △ 日より当機関・施設において上記職種の職員として勤務している者であることを証明します。

(2) 上記の者は、(西暦) 年 月 日より 年 月 日まで当機関・施設において上記職種の職員として勤務していたことを証明します。

20△△ 年 △ 月 △ 日

所 在 地 千葉県〇〇市〇〇町△△-△△-△

施設・事業種類 指定通所介護を行う施設

機 関・施 設 名 社会福祉法人 □□会 駒木苑
(法人名も記入すること)

(電話番号) △△-△△△△-△△△△

代 表 者 理事長 〇〇〇〇
(役職・氏名)

理 法 社
事 人 会
長 福
之 東
印 苑 社

(証明に際しての注意事項)

- (注) 1 職種・施設種別は、16頁以降の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている省令等により該当する職種・施設種類を正確に記入してください。勤務先独自の名称(例:「ケアホーム」の「ソーシャルワーカー」)等では、入学選考の対象にできない場合があります。施設種別には、入所・通所別も記入してください。
- 2 証明された内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第32条の規定により社会福祉士登録の取り消しとなりますので、ご注意ください。
- 3 証明印は、証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
- 4 証明内容を訂正した場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液による訂正は認められません。
- 5 本証明書(個票)が複数必要な場合は、コピーをしてご使用ください。

2026年度 社会福祉士養成学科

*受付年月日	年 月 日
*管理番号	

入 学 願 書

記入年月日(西暦) 年 月 日

フリガナ				性 別		写 真 貼 付 (縦4cm×横3cm) 単身胸から上 裏面のりづけ (写真の裏面に 学科・氏名を 記 載 の こ と)	
氏 名				男 / 女			
生年月日		(西暦) 年 月 日生					
現 住 所	住 所	(〒 -)					
	T e l	() -		F a x	() -		
	携 帯	() -		メー ル	(PC メールアドレスをご記載ください)		
勤 務 先	名 称			施設種類			
	職 種			T e l	() -		
	所在地	(〒 -)					
最終学歴		学 校 名	修業年限	学部・学科	卒業年月	実習要否	
			年		(西暦) 年 月	1. 必 要 2. 免 除 3. 一部免除 ア.精神保健福祉士 イ.介護福祉士	
江戸川学園内の学校を卒業している場合 ※卒業証明書を添付のこと 学校名： 卒業年月 年 月							
過去に社会福祉士もしくは精神保健福祉士の養成校に在籍していた経験 なし ・ あり(学校名：)							
入学資格 (番号に○ 印のこと)		1 四年制大学卒業(見込)⇒「卒業(見込)証明書」を添付。 2 三年制短期大学等卒業。実務経験1年以上⇒「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。 3 二年制短期大学等卒業。実務経験2年以上⇒「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。 4 実務経験4年以上(ただし、上記1～3に該当の方を除く)⇒「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。 5 四年制大学卒業。実務経験1年以上⇒「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。 (大学、短期大学等の卒業者で、4年以上の実務経験を有する方は、「実務経験申告書」「実務経験証明書」の添付があれば、「卒業証明書」は不要です。)					
実務経験		経 験 年 数	施設(事業)等種類		職 種	コ ー ド	
		年 ヶ月					

*は記入しないでください。
裏面に入学選考料納入連絡票(コピー不可)貼付してください。

* 実習	1. 実施 2. 免除	* 選考結果		*
---------	-------------	-----------	--	---

入学選考料納入連絡票貼付欄

*管理番号	
-------	--

*は記入不要です

(西暦) 年 月 日

実 務 経 験 申 告 書

江戸川学園おおたかの森専門学校 校長 殿

(申告者)
住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりです。
機関、施設代表者の証明書を添え申告いたします。

	所属していた(している) 機関、施設等	職 種	期 間 (西 暦)	証明権者 (機関・施設代表者)	コード
1			年 月 日 ～ 年 月 日		
2			年 月 日 ～ 年 月 日		
3			年 月 日 ～ 年 月 日		
4			年 月 日 ～ 年 月 日		
5			年 月 日 ～ 年 月 日		
6			年 月 日 ～ 年 月 日		

- (注) 1 実務経験証明書(個票)(別添)の証明事項は、上記本欄の内容と一致させてください。
2 職種については、16頁以降の省令等により該当する職種を正確に記載してください。
省令等に定める以外の名称を記載された場合、入学選考の対象にできない場合があります。
また、施設・職種のコード番号もご記入ください。
3 証明内容を訂正した場合は、訂正箇所に申告者の印を押してください。
修正液による訂正は認められません。

実 務 経 験 証 明 書（個票）

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日生
職 種		

(1) 上記の者は、(西暦) 年 月 日より当機関・施設において上記職種の職員として勤務している者であることを証明します。

(2) 上記の者は、(西暦) 年 月 日より 年 月 日まで当機関・施設において上記職種の職員として勤務していたことを証明します。

(西暦) 年 月 日

所 在 地

施設・事業種類

機 関・施 設 名
(法人名も記入すること)

(電話番号)

代 表 者
(役職・氏名)

印

(証明に際しての注意事項)

- (注) 1 職種・施設種別は、16頁以降の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている省令等により該当する職種・施設種類を正確に記入してください。勤務先独自の名称(例:「ケアホーム」の「ソーシャルワーカー」)等では、入学選考の対象にできない場合があります。施設種別には、入所・通所別も記入してください。
- 2 証明された内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第32条の規定により社会福祉士登録の取り消しとなりますので、ご注意ください。
- 3 証明印は、証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
- 4 証明内容を訂正した場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液による訂正は認められません。
- 5 本証明書(個票)が複数必要な場合は、コピーをしてご使用ください。

病院・診療所職員用

* 指定介護療養型医療施設の「介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者）」の場合は、施設・事業所・機関職員用を使用してください。

*管理番号

*は記入不要です

実務経験証明書（個票）

フリガナ	生 年 月 日	
氏 名	(西暦) 年 月 日生	
医療機関種類		
職種（名）		
業務内容 (退院後生活環境相談員以外の相談員の方は、次のアからエまでのすべての業務を行っていることが必要です)	ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的、社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	
(1) 上記の者は、(西暦) 年 月 日より当医療機関において上記アからエ迄の相談援助業務を行う職員として勤務している者であることを証明します。 (2) 上記の者は、(西暦) 年 月 日より 年 月 日まで当医療機関において上記アからエ迄の相談援助業務を行う職員として勤務していたことを証明します。 (西暦) 年 月 日 所 在 地 医 療 機 関 名 (法人名も記入すること) (電話番号) 代 表 者 (役職・氏名) 印		

(証明に際しての注意事項)

- (注) 1 証明印は、証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
- 2 証明内容を訂正した場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液による訂正は認められません。
- 3 本証明書(個票)が複数必要な場合は、コピーをしてご使用ください。

市(区)町村社会福祉協議会職員用

* 社協が運営する施設等職員の場合は、施設・事業所・機関職員用を使用してください。

*管理番号	
-------	--

* は記入不要です

実 務 経 験 証 明 書 (個票)

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日生
所 属	都 道 府 県 社会福祉協議会 市 区 町 村	
業 務 内 容 (証明を受ける 主たる業務に しをつける)	☐ 福祉活動専門員	
	☐ 高齢者を主とする相談援助業務	
	☐ 身体障害者を主とする相談援助業務	
	☐ 知的障害者を主とする相談援助業務	
	☐ 精神障害者を主とする相談援助業務	
	☐ 児童を主とする相談援助業務	
	☐ その他の要援護者()に対する相談援助業務	
(1) 上記の者は、(西暦) 年 月 日より当社会福祉協議会において上記の業務を行う職員として勤務している者であることを証明します。 (2) 上記の者は、(西暦) 年 月 日より 年 月 日まで当社会福祉協議会において上記の業務を行う職員として勤務していたことを証明します。 (西暦) 年 月 日 所 在 地 社会福祉協議会名 (電話番号) 代 表 者 (役職・氏名) 印		

(証明に際しての注意事項)

- (注) 1 証明印は、証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
- 2 証明内容を訂正した場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液による訂正は認められません。
- 3 本証明書(個票)が複数必要な場合は、コピーをしてご使用ください。

2026年度

入学選考料納入連絡票

(入学願書に貼付して提出)

社会福祉士養成学科用

依頼日	(西暦)	年	月	日
金額	¥10,000			
フリガナ				
志願者氏名				

受験番号	*
------	---

受験生は記入不要

入学選考料



銀行

支店

江戸川学園おおたかの森専門学校

選考料納付後切りはなし、必ず志願票の所定欄にはりつけて提出すること。

2026年度

入学選考料振込金額収証

(志願者本人が保管)

社会福祉士養成学科用

依頼日	(西暦)	年	月	日
金額	¥10,000			
振込先銀行	みずほ銀行 柏支店			
口座番号	2033329			
受取人	学校法人 江戸川学園			
フリガナ				
志願者氏名				

2024年度 江戸川学園おおたかの森専門学校 入学選考料納付金

上記のとおり領収いたしました

(銀行で切りはなす)



注) 一旦振り込まれた選考料は
いかなる理由があっても返還しない。

江戸川学園おおたかの森専門学校

選考料納付後切りはなし、志願者本人が保管すること。

- ◎黒インクまたは黒ボールペンを用い、楷書で正確に記入してください。
- ◎本用紙は、社会福祉士養成学科志願者用のものです。
- ◎募集要項の出願書類記入上の注意をよく読んで、赤枠内の項目すべてに記入してください。

社会福祉士養成学科用

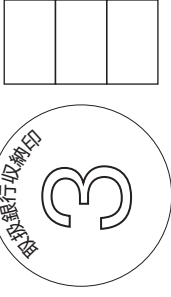
電信扱

2026年度 江戸川学園おおたかの森専門学校入学選考料

振込依頼書 (取扱店保存)

科目

依頼日	(西暦)	年	月	日	振込指定	電	信	扱	手	数	料	円
振込先銀行	みずほ銀行 柏支店				金額	¥10000						
受取人	預金種類	普通預金	口座番号	2033329		内	現金					
	口座名	ガク) エドガワクエン		学校法人 江戸川学園		記	当店券					

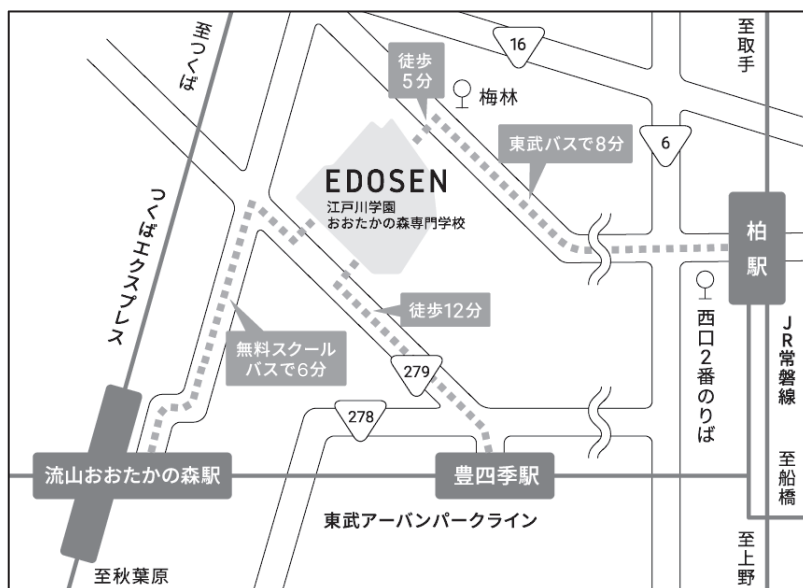


◎取扱銀行へお願い

(1) ①②③に収納印を押印の上、振込依頼書以外は依頼人(志願者)にお返しください。

❖交通案内

- つくばエクスプレス・東武アーバンパークラインの流山おおたかの森駅東口から無料スクールバス約6分。(バスの運行日・時刻は、ホームページをご覧ください)
- 東武アーバンパークラインの豊四季駅からは徒歩約12分。
- バスは柏駅西口2番乗り場から東武バス高田車庫、柏の葉公園、国立がん研究センター、柏の葉キャンパス行きで梅林バス停下車(乗車時間約8分)、徒歩5分。



お問い合わせ(学校見学、入学相談、入学手続き等)



携帯可

0120-538-505

<https://edosen.jp>



▲
スマホはこちらから

学校法人 江戸川学園
江戸川学園おおたかの森専門学校

〒270-0198 千葉県流山市駒木474

TEL04-7153-8500 FAX04-7153-8501 (入試・広報課)
Eメール(入試・広報課) fukushi@edogawa-u.ac.jp